

## 「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」会則の説明

### （目的）

第1条 平成14年8月末に発覚した東京電力(株)の一連の不正問題は、原子力発電所立地地域を震撼させるものでした。特に、これらの不正が東京電力(株)の「誤った企業倫理観」に起因するものであることに衝撃を受けた発電所立地自治体は、自らの技術的監視体制の強化を図る一方、事業者の安全性・透明性確保の取り組みや国及び関係自治体の活動状況等について、地域住民の視点から継続して確認・監視し、提言等を行っていただくことが、再発防止策として有効な方法であり、地域住民の不安感軽減に繋がるものと考え、地域の複数の団体に呼びかけ、会の設立にあたっての諸問題について検討していただきました。

設立準備会での議論を経て、確認された事項が本会則です。

当地では、現に存在する原子力発電所と対峙して生活せざるを得ない中で、それが事故無く稼動することは、個々の考え・主張の如何によらず、住民の最低かつ共通の思いであるはずです。この会では、発電所そのものの賛否はひとまず置いて、事業者等の必要にして十分な情報提供に基づき、発電所に係る安全について状況を確認し、地域住民の素朴な視線による監視活動を行うとともに、必要な提言等を行うことを目的に掲げました。

また、名称は、会の目的、任務のすべてを包含した意味合いで付けられました。

### （委員）

第2条 委員について、一部公募枠を採用すべきとの意見もありましたが、他に例のない会であること等から、立ち上げにあたっては、関係自治体が候補として挙げ、会（設立準備会）が承認した各種団体からの推薦を受けた委員で構成し、公募はしないこととします。なお、更に広い意味での住民参画のあり方は、会の設立後、運営をしていく中で検討していくこととしました。

### （オブザーバー等）

第3条 本会は、地域住民を主体とした会であって、事業者、行政等は説明者、又はオブザーバーとしての位置づけであることを明確にしています。

また、委員の理解を助けるためのアドバイザーの出席を認めています。

### （任務）

第4条 目的を達成するための、会の任務を示しています。1号から3号は「3本の柱」になります。

3号の「会の活動内容等を地域住民に情報提供する」ことは、地域住民の理解を助けるとともに、そうした活動により地域住民の支持を得、会の存在意義を高めることにもつながります。

(会及び委員の権利と責務)

第5条 会は、発電所の安全・透明性を監視する活動を行いますが、発電所の安全確保の責任は一義的には施設の所有者である事業者が持つものであり、国が指導・監督・規制の責任を持つものですから、会自体が発電所の安全確保に責任を負うということはありませんし、「発電所の運転を停める」というような権限もありません。

また、この会は、住民がそれぞれの立場で多様な意見を陳述し、提言もすることから、基本的に一つの結論を導き出す議決機関とはしませんが、会での委員の意見、提言は、「事業者等の提言の尊重(第6条)」、「会の公開(7条)」、及び「地域住民への情報提供(第4条)」により、十分に担保されるものです。

さらに、事業者等への公式な提言の場として、「地域情報共有会議(第9条)」を設定します。地域情報共有会議には、事業者等の責任ある者が出席します。

会の運営において、一部の委員のみで会としての活動をする場合も想定されますので、そのような場合は、その活動内容を会に報告することにより、委員が情報を共有することとします。

なお、情報公開の方法等については、今後、活動の実態に応じて、事業者等と具体的なルール化を図ることとします。

6項の「非開示情報」とは、プライバシー、核物質防護、知的財産等に関する情報をいいます。事業者等が情報公開する中で、これらの非開示情報を仮に見聞するようなことがあった場合を想定しています。

なお、委員の身分を明らかにするために柏崎原子力広報センターから委嘱することを検討しています。

(事業者等の協力)

第6条 事業者等の情報公開、説明責任、会の提言等の尊重など、会運営に必要な協力を求めています。ここでの「協力」は、「責務」と同程度であると解されます。事業者等の会に対する真摯な対応が、この会の目的達成のための大前提であるからです。

(会の公開)

第7条 発電所の情報公開の徹底や透明性を求め、安全監視を行うこの会もまた、

透明性が求められます。したがって、会議は原則として公開で行います。公開しない場合とは、非開示情報の検討を行う場合等が考えられます。

( 会議 )

第 9 条 定例会は、原則として毎月 1 回召集することとします。

定例会では、前の定例会で予め定めたテーマ、話題に基づき、事業者等による情報提供・説明、質疑応答、意見交換、提言等を行います。もちろん、予め定められたテーマ以外にも、緊急に提案される事案を議論することを妨げるものではありません。

定例会のうち、年 4 回は「発電所情報共有会議」と位置付け、事業者等の責任ある者の出席を求めます。もちろん、通常の定例会、臨時会でも事業者等の出席を求めることができます。

なお、会が継続的に運営され、その中で責任ある発言等が求められることから、委員が都合で会議を欠席する場合の代理出席は認めないこととしますが、当然ながら会議録、資料等は欠席委員にも送付し、情報を共有化していきます。

採決の方法や会則に定めのない事項等の条項は、委員の良識に期待し、定めません。

( 事務局 )

第 10 条 会の運営費は新潟県の会計で賄われます。したがって、会の事務は公益性のある柏崎原子力広報センターが執ることとしますが、関係自治体(主に柏崎市)が補佐をすることにより事務局強化を図ります。

なお、会は、目的からして事業者や関係自治体とは独立した第三者機関的位置付けが要求されることから、関係自治体の事務局補佐は会の目的を逸脱しない範囲で行われなければなりません。

( 付則 )

第 1 条 この会則は、設立準備会で決定した日をもって施行します。

将来、会が成熟した段階では、事務局機能の在り方も含め、会の在り方、運営の主体の在り方等を再検討することも考えています。